

横浜市ケアマネジメントの質向上のためのケアプラン点検 実施要綱

1 目的（内容）

横浜市ケアマネジメントの質向上のためのケアプラン点検とは、ケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえ「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているかを介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに「自立支援に資するケアマネジメント」とは何かを追求し、健全なる給付の実施を支援するためのものです。

具体的には、お申込みいただいた介護支援事業所において、日頃介護支援専門員の皆様が作成しているケアプランを提出いただき、「面談方式」により横浜市介護支援専門員協議会の主任ケアマネジャー、横浜市（保険者）と協働点検作業を行います。対話を通して、様々な考えに触れることで悩み等を共有し、新たに「気づき」を得ることを目的としています。介護支援事業所と保険者が力を合わせ、横浜市全体のケアマネジメントの質の向上を図ります。

令和8年度からは、市内全体のケアマネジメントの質向上をより一層図るため、多くの事業所の参加を促します。そのため、従来の「自主参加（申込）方式」に加え、市が対象事業所を選定する「指名参加方式」を導入します。

2 対象

横浜市内の居宅介護支援事業所等（1事業所あたりケアプラン1～2件※）

※在籍ケアマネジャーが2名以上の事業所は2件以上提出も可能です。

3 面談実施予定および申込み期間

	面談実施予定	申込み期間
第1期	令和8年5月～6月	令和8年4月1日（水）～ 令和8年4月30日（木）
第2期	令和8年7月～8月	令和8年5月1日（金）～ 令和8年6月30日（火）
第3期	令和8年9月～11月	令和8年7月1日（水）～ 令和8年9月30日（水）
第4期	令和8年12月～令和9年2月	令和8年10月1日（木）～ 令和8年12月31日（木）

4 参加方法

本事業は以下の2つの方式を併用して実施します。

（1）自主参加方式

事業所の自主性にに基づき、参加申込を受け付ける方法です。

横浜市電子申請システムより、**事業所単位**でお申込みください。

※申込み多数の場合、期日前に締切る場合があります。

※令和4～7年度に実施した事業所の申込みも可能ですが、申込み状況によっては未実施の事業所を優先する等、ご希望に添えない場合があります。

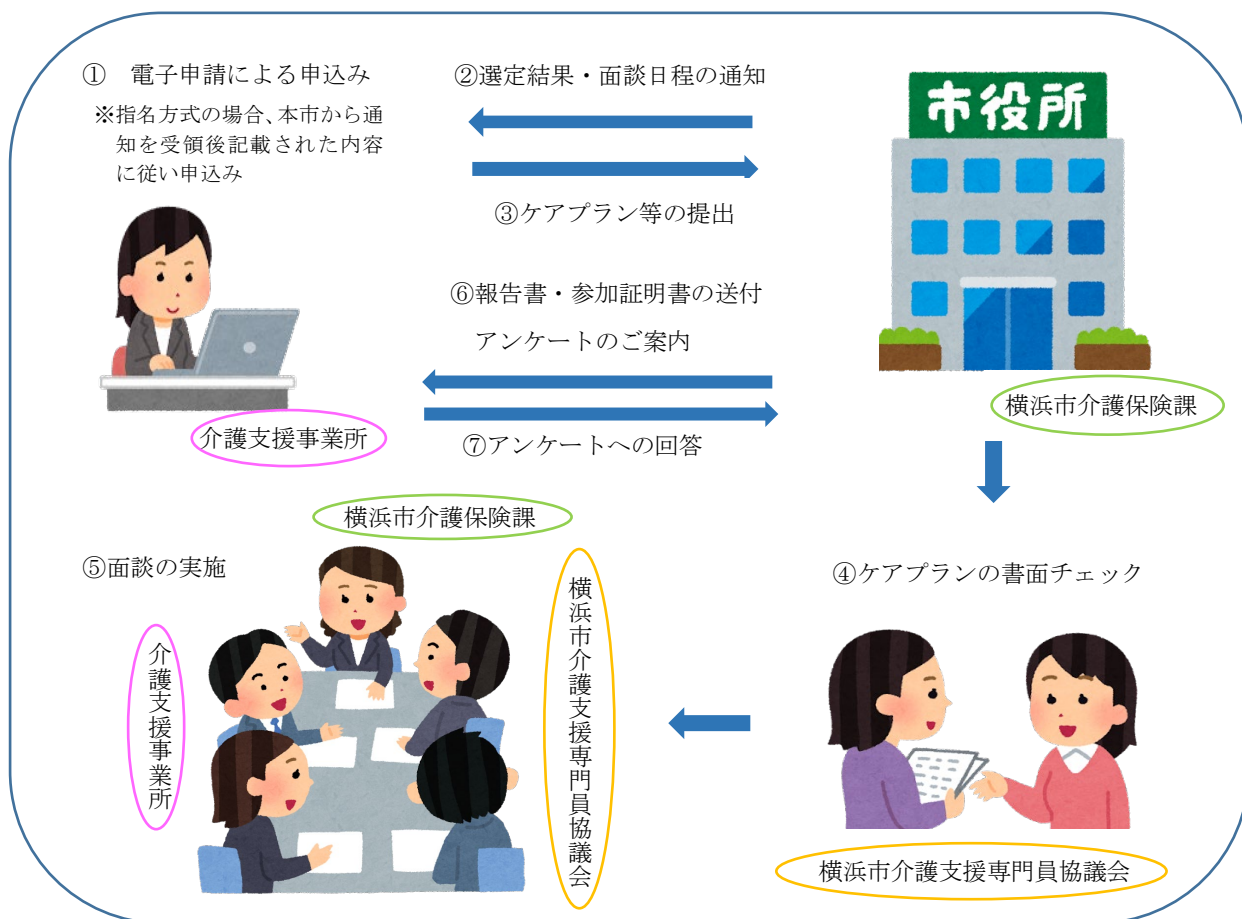
※「今日から活かせるケアプラン書き方講座」（令和7年度開催分）を受講された方は、優先的にご案内いたします。

(2) 指名参加方式

市内全体のケアマネジメントの質向上をより一層図るため、以下の事業所等から本市が対象を選定し、個別に通知（指名）を行います。

- ・過去に本点検の参加がない事業所
- ・その他、市が質の確保や向上に向けた支援が必要と判断した事業所

5 参加の流れ



①電子申請による申込み

- ・パソコンまたはスマートフォンからお申込みください。
- ・横浜市ホームページから横浜市電子申請システム（外部サイト）へアクセスしてください。
- ・面談希望日について第1希望から第3希望まで選択してください。

※指名参加方式により通知を受け取った事業所は、通知に記載された日程や内容に従い、専用フォームより面談方式（対面・オンライン）を選択してください。

横浜市ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/keapurantenken.html>



②選定結果・面談日程の通知（メール）

面談日程が決まりましたら、お申し込み時にご登録いただいたメールアドレス宛にご連絡します。
※面談希望日の1か月前までに連絡がなかった場合は、お手数ですが担当宛にご連絡ください。

③ケアプラン等の提出

②の通知メールの記載された内容を確認の上、原則、電子申請(※)により資料の提出をお願いします。
(提出先の電子申請 URL はメールに記載)

※電子申請での提出が難しい場合

- ・封筒に「ケアプラン点検資料在中」と記載の上、資料一式をご郵送ください。
- ・提出先は「7 問合せ先」となります。また、送料は事業所負担となります。

【提出する資料（要介護認定者のケアプラン）】

○居宅介護サービス計画書〔写し〕

第1表 居宅サービス計画書（1）

第2表 居宅サービス計画書（2）

第3表 週間サービス計画表

○アセスメントシート〔写し〕（本人の家族構成や住環境、ADL・IADL 等が分かるものを含む）

○課題整理総括表または課題整理がわかる書類〔写し〕 **※作成してある場合のみ**

資料提出時の留意点

1. 提出前に資料一式について個人情報をもマスクした上、スキャナーで読み取る等して、PDF 形式のデータを作成してください。
※手書きの場合は濃くコピー（読み取り）してください。
2. 作成したデータを、電子申請でアップロードしてください。

【マスクする項目】

- ・利用者名、家族の情報（名前、生年月日の「月日」、住所、電話番号、被保険者番号、勤務先等）
- ・関係機関の情報（職員名、携帯番号等 特定の職員に関する情報）
※対象外 利用者の心身の状況や関係性が分かる項目「年齢」「続柄」「役職」等
ホームページに記載されているサービス事業所や医療機関の情報
居宅サービス計画作成者氏名

④ケアプランの書面チェック

ケアプランの書面チェックは、横浜市介護支援専門員協議会の主任ケアマネジャーが行います。

⑤面談の実施

面談は、横浜市介護支援専門員協議会の主任ケアマネジャーが、事前にご提出いただいたケアプランをもとに対面（市庁舎内会議室）またはオンライン（Microsoft Teams）にて実施し、横浜市（保険者）の職員がオブザーバーとして同席します。時間は、ケアプラン1件あたり60分程度を予定しています。

⑥報告書・参加証明書の送付（メール）

今後の業務に活かす資料として、面談当日の状況や気づき等をまとめた報告書とケアプラン点検参加証明書をお渡しします。

⑦アンケートへの回答

点検後、簡単なアンケートにご回答いただきます。忌憚ないご意見をお聞かせください。

6 留意事項

(1) 感染症対策

ケアマネジャーの皆様におかれましては、重症化リスクの高い高齢者との関りが深いことから、対面形式での面談をご希望の場合、マスクの着用を推奨します。

(2) 個人情報への配慮

ご提出いただいたケアプランは、面談実施後適切に処分します。

(3) 市庁舎駐車場、駐輪場の減免対応について

自動車または自転車で来庁された方に対して割引（減免）は行っておりません。

7 問合せ先

横浜市 健康福祉局 介護保険課 給付適正化担当

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10

電話 045-671-4255 FAX 045-550-4237